

令和7年6月12日

株主 各位

立山黒部貫光株式会社

株券不発行会社への移行に関するご案内

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社は令和7年6月27日（金）開催予定の第61回定時株主総会において、株券を発行する旨の定款の定めを廃止する定款変更議案を提出しておりますので、会社法第218条第1項の規定により、下記事項をご通知いたします。

本議案が可決された場合、令和7年7月1日（火）付で当社は株券不発行会社へ移行しますが、株主様の有する株式の内容については、これまでと何等変わることはございません。

今後は、株主名簿の記載に従い当社に対して権利を行使いただくことになります。

また、本書面を受領されている株主名簿に記載された株主様におかれましては、当社が株券不発行会社へ移行するに際し、株券提出手続きを合めたお手続きは不要です。

なお、令和7年7月1日（火）以降、株主様が、株式を譲渡する際の株主名簿名義書換請求のお手続きに際しては、譲渡人様（現名義人）と譲受人様（新名義人）が共同して名義書換請求をしていただくことが原則として必要となりますのでご注意ください。

敬 具

記

1. 本議案が承認可決された場合、当社が発行する株式の全てについて、株券を発行する旨の定款の定めは廃止されます。
2. 定款変更は令和7年7月1日（火）に効力が生じます。
3. 当社が発行している全ての株券は効力発生日をもって無効となります。

< 株式の名義書換等のお手続きに関するお問い合わせ先 >

（令和7年6月30日まで）

三井住友信託銀行株式会社

TEL：0120-707-843 （平日9時～17時）

（令和7年7月1日以降）

株式会社 アイ・アールジャパン

TEL：0120-975-960 （平日9時～17時）

以 上

株券不発行会社移行に関するQ&A

Q 1. 株券不発行会社とは何ですか？

回答 株券を発行する旨の定款の定めを廃止する（株券を発行しない）会社のことをいいます。

Q 2. 株券が不発行となると株主としての権利に変更があるのですか？

回答 株主様の有する株式の内容につきましては、これまでと何ら変わることはございません。

今後は株主名簿の記載に従い、権利の行使をいただくことになります。

Q 3. 株券不発行会社への移行に従い、株主として手続きすることがありますか？

回答 お手続きは一切不要です。株式関係書類の案内は、問題なく受け取ることができます。

Q 4. 株券不発行後、手元にある株券はどうしたらいいのですか？

回答 回収はいたしませんので、株主様で処分をお願いいたします。

Q 5. 株券不発行後に、株式を譲渡する場合の手続きはどうしたらいいですか？

回答 株券を譲渡人様（現名義人）と譲受人様（新名義人）が共同（お二人のご署名とお届出印でのご捺印が必要となります）で株式の名義書換の請求を行っていただく必要があります。

令和7年7月1日以降は当社の株主名簿管理人であります株式会社 アイ・アールジャパンにて行いますので、お問い合わせください。

Q 6. 株券不発行後に、株式を取得した場合の手続きはどうしたらいいですか？

回答 相続等により株式を取得された場合は、証明書類等を添付してのお手続きが必要となりますので、当社の株主名簿管理人であります株式会社アイ・アールジャパンまでお問い合わせください。

Q 7. 株券不発行後、株券を持参すれば譲渡人がいなくても名義書換はできますか？

回答 申し訳ありませんができません。Q 5の手続きをお願いいたします。

以 上